

第 15 章 国土交通省関東地方整備局長及び都市計画
同意権者意見と都市計画決定権者の対応

第15章 国土交通省関東地方整備局長及び都市計画同意権者の意見と都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第 23 条に基づく環境大臣の意見を勘案して述べられた同法第 24 条に基づく環境保全の見地からの国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応を表 15-1 に示します。(上記各条は同法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用されます)

表15-1(1) 評価書についての国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通省関東地方整備局長及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
総論	<p>本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。このため、本事業の工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測及び評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査・予測及び評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性があることから、工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測及び評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査・予測及び評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表します。
	<p>今後の詳細な設計、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の詳細な設計、事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討します。 ・また、環境保全措置の具体化については、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保に努めます。
	<p>本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。

表15-2(2) 評価書についての国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通省関東地方整備局長及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
建設機械の稼働に係る粉じん等及び騒音	<p>散水、低騒音型建設機械の採用、仮囲いの設置等の発生源対策や作業方法の配慮等の環境保全措置を確実に実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 散水、低騒音型建設機械の採用、仮囲いの設置等の発生源対策や作業方法の配慮等の環境保全措置を確実に実施します。
	<p>建設機械の稼働に係る粉じん等や騒音の状況及び環境保全措置の効果を確認し、その状況に応じ、粉じん等や騒音影響を低減するための適切な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に係る粉じん等や騒音の状況及び環境保全措置の効果を確認し、その状況に応じ、粉じん等や騒音影響を低減するための適切な措置を講じます。 建設機械の稼働に係る粉じん等や騒音の状況及び環境保全措置の効果を確認については、評価書第10章10.1大気質及び10.2騒音に記載しました。
自動車の走行に係る騒音及び道路の存在に係る日照障害	<p>自動車の走行に係る騒音の環境監視を適切に実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行に係る騒音については、騒音規制法に基づき、市において実施される自動車騒音の常時監視の結果をふまえ、本環境影響評価の段階において予測し得なかった著しい環境への影響が生じた場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて環境監視についても実施し、必要な措置を講じます。 自動車の走行に係る騒音の環境監視については、評価書第10章10.2騒音に記載しました。
	<p>本事業の環境保全措置として設置する遮音壁は、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の環境保全措置として設置する遮音壁については、評価書第10章10.2騒音に示すとおり、住居や環境の保全についての配慮が特に必要な施設の立地状況を踏まえ、対象事業実施区域及びその周辺の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計となるように検討を行います。
	<p>遮音壁の設置に当たっては、地域住民からの意見等を踏まえ、日照障害等も考慮した上で、適切に騒音影響を低減できる位置、高さ、材質等を決定すること。また、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遮音壁の設置に当たっては、評価書第10章10.2騒音に示すとおり、日照障害等も考慮した上で、適切に騒音影響を低減できる位置、高さ、材質等となるように検討を行います。 また、設置後においても、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切な管理に努めます。 遮音壁の適切な管理については、評価書第10章10.2騒音に記載しました。

表15-3(3) 評価書についての国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通省関東地方整備局長及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
地下水及び地盤	<p>工事着手前に地下水調査を行う等により現状を把握の上、専門家等の助言を踏まえて適切に環境保全措置を実施すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事後調査により工事着手前の状況を把握の上、専門家等の助言を踏まえて適切に環境保全措置を実施します。 事後調査の実施については、評価書第10章10.6水文環境に記載しました。
	<p>事後調査等により工事中及び供用後の地下水の状況把握に努め、その内容は、適宜、情報を公開するなど透明性及び客観性を確保すること。また、事後調査等の結果により、地下水及び地盤に重大な影響が生じるおそれが確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事後調査により工事中及び工事完了時の地下水の状況把握に努め、その内容は、適宜、情報を公開するなど透明性及び客観性を確保します。 また、事後調査の結果により、地下水及び地盤に重大な影響が生じるおそれが確認された場合には、専門家等の助言を踏まえ、必要な措置を講じます。 事後調査の実施については、評価書第10章10.6水文環境及び10.7地盤に記載しました。
	<p>通水工法等の環境保全措置については、その機能及び効果が継続的に維持されるよう適切に管理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通水工法等の環境保全措置については、その機能及び効果が継続的に維持される適切な対策を行います。 通水工法等の継続的な維持については、評価書第10章10.6水文環境及び10.7地盤に記載しました。
廃棄物等	<p>工事に伴い発生する廃棄物については、できる限り、再生利用を図るとともに、工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴い発生する廃棄物については、評価書第10章10.14廃棄物等に示すとおり、できる限り、再生利用を図るとともに、工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理します。

表15-4(4) 評価書についての国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

環境要素	国土交通省関東地方整備局長及び都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
廃棄物等	<p>本事業の施工に伴い発生する建設発生土は約 262 万 m³と予測されており、そのうち、約 134 万 m³を対象事業実施区域外へ搬出するとされている。このため、現場での利用を推進し、建設発生土の発生抑制に努めること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。さらに、建設発生土の対象事業実施区域外への搬出に当たっては、工事間利用を推進するとともに、建設発生土の不適正処分等を防止するため、利用・処分の流れを把握・管理し、適切な利用・処分を確認すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土については、評価書第 10 章 10.14 に示すとおり、現場での利用を推進し、建設発生土の発生抑制に努めます。 また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散、流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減します。 さらに、建設発生土の対象事業実施区域外への搬出に当たっては、評価書第 10 章 10.14 に示すとおり、工事間利用を推進するとともに、建設発生土の不適正処分等を防止するため、利用・処分の流れを把握・管理し、適切な利用・処分を確認します。 建設発生土の仮置場の設置については、評価書第 3 章事業特性に記載しました。
温室効果ガス等	<p>工事中の排出削減対策、省エネ設備の導入等による温室効果ガスの排出低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。</p> <p>また、都市計画決定権者である千葉県においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の排出削減対策、省エネ設備の導入等による温室効果ガスの排出低減に努めるとともに、本事業の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討します。 また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮します。 供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握及び関係地方公共団体の実行計画との連携については、評価書第 3 章事業特性に記載しました。